



2019年3月
タックス・アドバイザリー
サービス



タックス
アップデート

A low-angle, upward-looking photograph of several modern glass skyscrapers reaching towards a blue sky with scattered white clouds. The buildings' facades are highly reflective, mirroring the sky and each other. A yellow rectangular graphic is overlaid on the center of the image, containing the title text.

2019年3月のタックスアップデートは、下記について記載しています。

- ▶ 政令13/2019/ND-CPやその他多くの政策において、科学技術分野の企業への優遇策が示されました。
- ▶ 政令14/2019/ND-CPは特別消費税に関する一部の規則を修正しました。
- ▶ 政令20/2019/ND-CPは登記費用に関する一部の項目を修正しました。
- ▶ 電子インボイスに関する政令119/2018/ND-CPの一部に関する通達のドラフトが出ました。
- ▶ 税務総局が出したオフィシャルレター310/TCT-DNLは、貸付利子の上限適用に関する証券会社からの質問に回答しています。

2019年2月1日付けの政令 13/2019/ND-CP (ND13) と多くの政策において、科学技術分野の企業への優遇が示されました。

2019年2月1日、政府は、科学技術分野の企業に関する政令 ND13 を公布しました。その中には、科学技術分野の企業への多くの優遇策があります。

▶ 法人税の減免

- ▶ 科学技術から成る製品に関する生産・営業活動から発生する科学技術分野の企業の法人税について、4年間の免税と、9年間の50%減税を行う。
- ▶ 企業の総収入のうち、科学技術から成る製品の収入が30%に満たない会計年度においては、上記優遇は適用されない。

▶ 土地代、水道代の減免

▶ ローン等の信用優遇

政令 ND13 は、2019年3月20日に施行されています。

2019年2月1日付けの政令 14/2019/ND-CP (ND14) は、特別消費税に関する一部の項目を修正しました。

特に留意すべきことの一つは、特別消費税の控除に関する規則です。具体的には下記の通りです。

- ▶ 関税当局の指定に従って納められた、輸入原料に関する特別消費税は、（関税当局が脱税に関する罰金を課す場合を除いて）特別消費税の対象となる製品の生産に係る特別消費税納税額を確定する際に控除が受けられる。
- ▶ 関税当局の指定に従って納められた、輸入製品に関する特別消費税は、（関税当局が脱税に関する罰金を課す場合を除いて）こちらも同様に特別消費税の対象となる製品の営業活動に係る特別消費税納税額を確定する際に控除が受けられる。

政令 ND14 は2019年3月20日より施行されています。

2019年2月21日付けの政令 20/2019/ND-CP (ND20) は登録費用に関する項目の一部を修正しました。

政令 ND20 の中で特に注意すべき項目は下記の通りです。

▶ 登録費用の計算

- ▶ 国有賃貸している土地の登録費用の計算方法が修正され、リース期間が、中央直轄都市の人民委員会の設定した土地種類・金額表に定められている期間よりも短く、かつ支払い回数が一括の場合には、下記計算方法が適用される。

$$\text{登録費用の計算元となる、} \quad = \frac{\text{土地種類・金額表上の価格}}{70 \text{ 年}} \times \text{リース期間}$$

- ▶ 自動車やバイクなどの資産についての登録手数料の規定を修正し（自動車に付随する牽引台は除く）、財務省が発表する登録手数料表によって価格が決定される。
- ▶ 登録手数料の支払い期限は税務局からの通知日から 30 営業日にまで短縮される。

政令 ND20 は 2019 年 4 月 10 日から施行されます。

電子インボイスに係る政令 119/2018/ND-CP の一部項目の細則である通達の草案が出されました。

通達の草案で注意すべきことの一部は下記の通りです。

- ▶ 通達の草案には、電子インボイス化の対象として輸出品へのセールスインボイスは含まれない。
- ▶ 電子インボイスを使用する企業や経済団体が製品・サービスの販売を行う際には、取引時の取扱金額の過多にかかわらず、電子インボイスの発行を行う必要がある。
- ▶ 電力・燃料・郵便通信・運送・クレジット・保険・医療・電子取引・スーパー等の一部分野を除いて、ほとんどの企業は認証コード付きの電子インボイスを使用する必要がある。

この通達が正式発行された後、45 日後に施行されます。

税務総局のオフィシャルレター310/TCT-DNL (CV 310)は、証券会社の貸付利子の上限適用に関する質問に回答しています。

- ▶ 政令 20/2017/ND-CP の 8 条 3 項によると、グループ間取引のある企業の貸付利子上限（EBITDA の 20%）は、信用企業法と保険業法に沿って活動をしている企業にのみ、免除要件が適用される。
- ▶ 上記によると、グループ会社間取引が発生した証券会社は、貸付利子上限免除が適用されない。（つまり、EBITDA の 20%を越えた部分は控除がされない。）

- ▶ 上記に揚げた EBITDA の 20% の上限は、該当会計年度内に発生した貸付利子の総額によって計算され、グループ間取引であるか独立企業間取引であるかの区別はされない点に留意すべきである。

Contact

Please contact the below EY professionals from EY Consulting Vietnam Limited for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

Ha Noi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Huyen Nguyen Partner
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

Nhung Nguyen Associate Partner
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King Partner
robert.m.king@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen Partner
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Thy Anh Huynh Partner
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Anh Kim Ngo Partner
anh.kim.ngo@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions |
Advisory **About EY**

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2019 EY Consulting Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No.
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com